

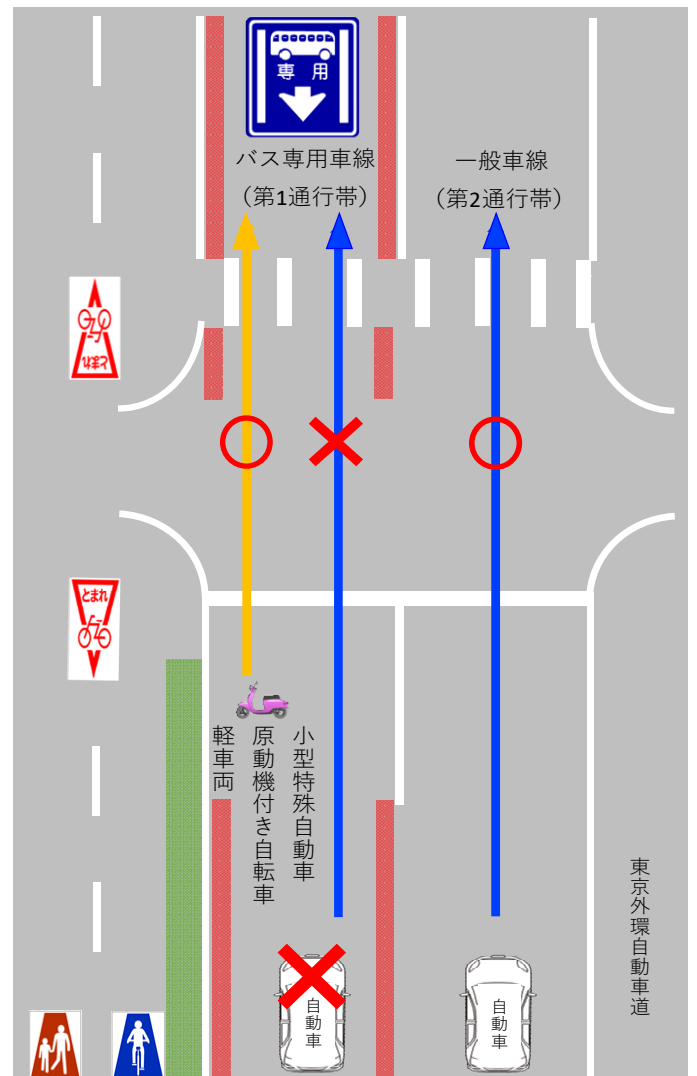
バス専用車線規制区間の通行について

(参考：道路交通法)

- ・バス専用車線の規制区間は図1の赤線箇所となります。
- ・自動車（小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両は除く）は原則バス専用車線を通行することはできません。（図2）



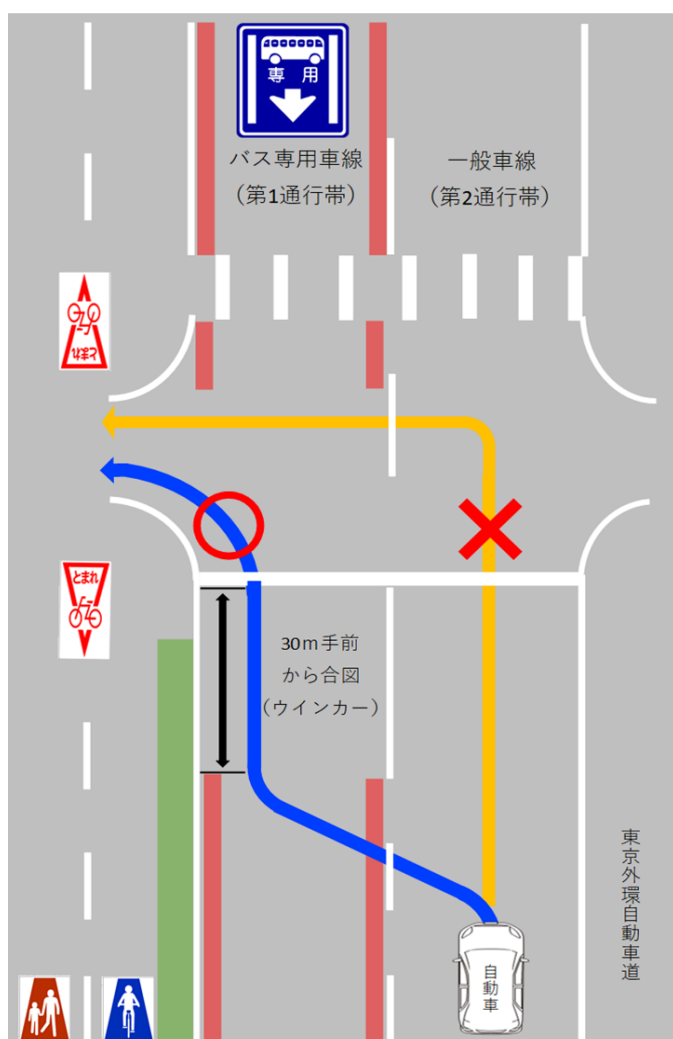
(図1)



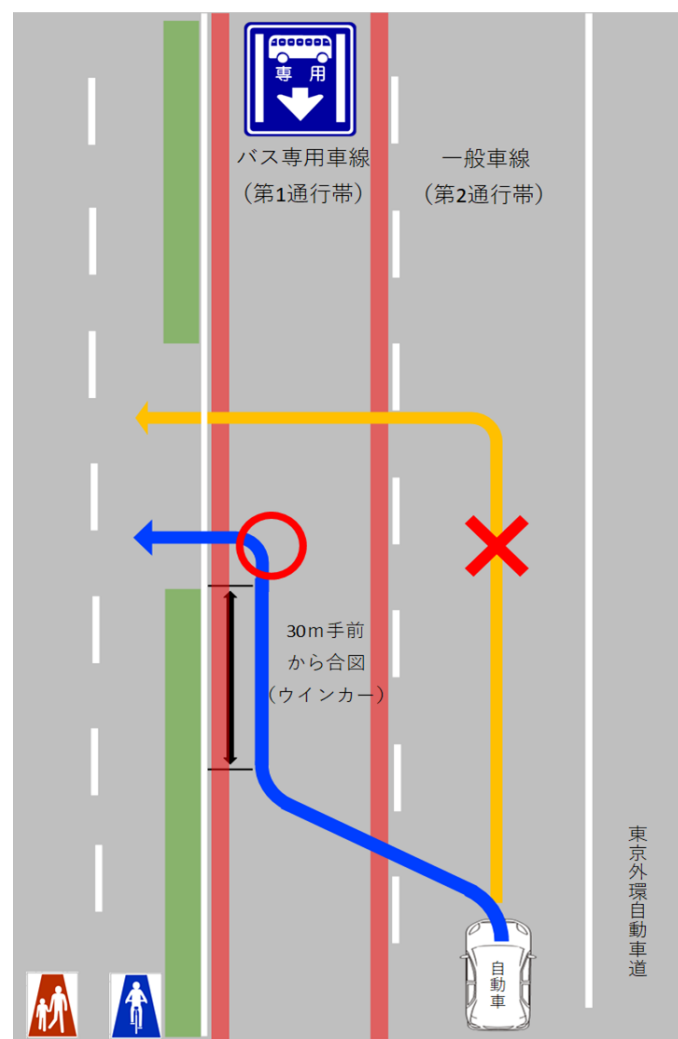
(図2)

(裏面に続きます)

- ・交差点を左折する場合やバス専用車線沿いの敷地に入出入りする場合、その他工事等で一般車線が通行できないなどやむを得ない場合は、バス専用車線を通行することができます。（図3・4）
- ・左折する場合やバス専用車線沿いの敷地に入出入りする場合は、バス専用車線にかかわらず、交通法規に従い、第1通行帯（バス専用車線）に入り左折することとなり、第2通行帯（一般車線）からは直接左折してはいけません。（図3・4）



(図3)



(図4)

ご不明な点は下記担当にご連絡ください。

(バス専用車線整備に関すること)

和光市 建設部 公共交通政策室
048-464-9135 (平日 8:30~17:15)
e0800@city.wako.lg.jp

(道路交通法に関すること)

埼玉県警察 朝霞警察署
048-465-0110 (平日 8:30~17:15)